

高事第1235号
令和4年5月23日

各事業所・施設管理者 様

大阪府福祉部長

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等における
感染予防支援事業補助金の実施について

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、第7波に向けた介護サービス事業所・施設等における感染対策の強化のため、「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業」として、令和4年5月1日から令和4年7月31日までに購入した、感染予防に要する衛生用品及び備品の購入費用について、支援することといたしました。

なお、申請受付方法、申請受付開始時期等については、現在調整中ですので、準備が整い次第、改めてご案内いたします。詳細は、下記大阪府ホームページをご確認ください。

記

1. 対象経費

令和4年5月1日から令和4年7月31日までに購入した、衛生用品（マスク、消毒液、个人防护具（※）、抗原定性検査キット、使い捨て食器、ドライシャンプー、石鹸、ハンドソープ、ペーパータオル、清拭クロス、キッチンペーパー、除菌シート、ウェットティッシュ）及び備品（パーテーション、パルスオキシメーター、CO2センサー、空気清浄機、ポータブルトイレ）

（※）手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ、エプロン、ゴーグル、防護服、
シューズカバー

2. 補助上限額

サービス種別ごとに補助上限額が異なります。詳細は下記ホームページをご覧ください。

3. その他

申請にあたり領収書やレシート等の添付は不要とする予定ですが、令和4年5月1日から7月31日までの間の上記の補助対象となった経費の領収書・レシート等は、各事業所・施設等で保管し、必要に応じて提出できるようにしておいてください。

なお、入所系、居住系（※）の施設は、別途依頼（令和4年5月23日付け高事第1232号）しております「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生時対応訓練」を実施していることが補助の要件となります。

（※）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

4. 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kansenyobou/index.html>

問い合わせ先

<感染予防支援事業補助金に関する事>

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

感染予防支援事業補助金担当

電話：06-6941-0351（代表）

内線：4964, 4965

<訓練に関する事>

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ

電話：06-6941-0351（代表）

内線：4495, 4479